

香川県農業近代化資金融通措置要綱

制定 平成15年3月3日 14農経第29500号
最終改正 令和8年9月29日 8農政第153564号

目次

第1 趣旨

第2 近代化資金の内容

1 農業経営高度化資金

- (1) 貸付対象者
- (2) 融資機関
- (3) 資金使途
- (4) 貸付限度額
- (5) 償還期限及び据置期間
- (6) 貸付利率
- (7) 融資率

2 一般資金

- (1) 貸付対象者
- (2) 融資機関
- (3) 資金使途
- (4) 貸付限度額
- (5) 償還期限及び据置期間
- (6) 貸付利率
- (7) 融資率

3 共同利用事業向け資金

- (1) 貸付対象者
- (2) 融資機関
- (3) 資金使途
- (4) 貸付限度額
- (5) 償還期限及び据置期間
- (6) 貸付利率
- (7) 融資率

第3 近代化資金の借入手続

- (1) 高度化資金及び一般資金の借入手続
- (2) 共同利用事業向け資金の借入手続等

第4 その他

- (1) 他の融資制度との関係
- (2) 補助金との関係
- (3) クイック融資

附則

第1 趣旨

この要綱は、農業経営の改善を図り農業の近代化を推進するため、農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の融通について、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）及び香川県農業経営改善関係資金基本要綱（平成15年3月3日付け14経営第29519号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 近代化資金の内容

1 農業経営高度化資金

(1) 貸付対象者

農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付対象者は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含む。）

イ 1年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者
ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であつて、次の（ア）から（ウ）まで及び（オ）に掲げる要件を満たす者を含む。）

（ア） 次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

 a 耕種農業以外の農業を営んでいること。

 b 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕

作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)を利用せずに耕種農業を営んでいること。

c その他a又はbに相当する事由があること。

(イ) 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であること。

(ウ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者(法人にあっては、常時従事者(農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。)である構成員)がいること。

(エ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事(農業大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(オ) 簿記記帳を行っていること(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)

(2) 融資機関

高度化資金の融資機関は、次のとおりとする。

ア 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

ウ 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会

エ 農林中央金庫

オ 銀行

カ 株式会社商工組合中央金庫

キ 信用金庫及び信用金庫連合会

ク 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

(3) 資金使途

高度化資金の使途は、次の資金とする。

ア 建構築物等取得等資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地(農地法(昭和27年法律第229号)第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。)又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)

イ 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金

ウ 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

エ 小土地改良資金

事業費 2 億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金

オ 長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金

- (ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (ロ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (ハ) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (ニ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (ホ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (ヘ) 地域計画農業者等（次のa又はbに掲げるものに限る。）が農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって次のaの認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって次のbに掲げるものに参加する（bに掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金
 - a 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農業者」という。）
 - b 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
 - (a) 代表者、代表権の範囲その他次に掲げる事項について次に掲げる基準に従った規約を有していること。

事項

- ・団体の目的
- ・団体の意思決定の機関及びその決定の方法

- ・構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ・会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

基準

- ・代表者の選任の手續を明らかにしていること。
 - ・農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ・団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ・構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ・会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
- (b) 一元的に経理を行っていること。
- (c) 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
- (d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- (e) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

- (ク) 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る（以下「前向借換資金」という。）。
- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ 大臣特認資金

アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金

- (ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という。）

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

(イ) 次のa又はbに掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

a 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当すること。

(a) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転すること又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転すること。

(b) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。

(c) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。

(d) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をすること。

b aの対象地域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

(エ) 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金（以下「農地等取得資金」という。）

(4) 貸付限度額

高度化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあつては、7億円（特別の理由がある場合にお

いて農林水産大臣が承認したときは、その承認した額)

(ア) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(イ) (ア)に掲げる者のほか、農業者で、知事はその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

a 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

b 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

c 養豚経営（肥育）にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。

d 養豚経営（繁殖）にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。

e 養鶏経営（採卵）にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。

f 養鶏経営（採肉）にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。

g 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。

h 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

(ウ) 集落営農組織

(エ) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、(1)のアからウまでに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、(3)のオの(キ)のbの(a)に掲げる事項及び基準に従った規約を有しているもの

イ ア以外の者に対する貸付けにあつては、2億円

(5) 償還期限及び据置期間

高度化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は20年、据置期間は7年の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者（以下「東日本被災農業者」という。）にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

なお、償還方法については、原則として各年元本均等償還とし、約定償還日は毎年12月10日とする。

(6) 貸付利率

ア 高度化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第

4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

イ アに規定する貸付利率を零パーセント等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0パーセント引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

(7) 融資率

高度化資金の融資率は、100分の100以内とする。ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

2 一般資金

(1) 貸付対象者

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であって次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 認定農業者

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者

ウ 1の(1)のウの(イ)から(オ)までに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であって、1の(1)のウの(イ)、(ウ)及び(オ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

エ 原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

オ 地域計画農業者等並びにアの(ア)、イ及びウに掲げる者の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において(ア)経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、(イ)その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

カ 集落営農組織等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）

(ア) 集落営農組織

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

キ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びにアの(ア)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、１の(3)のオの(キ)のbの(a)に掲げる事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 融資機関

一般資金の融資機関は、１の(2)に掲げるとおりとする。

(3) 資金使途

一般資金の使途は、次の資金とする。

ア 建構築物等取得等資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。）

イ 果樹等植栽育成資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

ウ 家畜購入育成資金

エ 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）

オ 長期運転資金（１の(3)のオの(イ)に掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金（１の(3)のオの(キ)に掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。）を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者は１の(3)のオの(ウ)から(オ)までに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、(カ)に掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、(ケ)に掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

カ 大臣特認資金（農地等取得資金を除く。）

(4) 貸付限度額

一般資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

ア (1)のアからキまでに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあっては、２億円

(ア) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(イ) (ア)に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

a 酪農経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

b 肉用牛経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

c 養豚経営（肥育）にあっては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。

- d 養豚経営（繁殖）にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。
- e 養鶏経営（採卵）にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。
- f 養鶏経営（採肉）にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。
- g 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。
- h 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

(ウ) 集落営農組織及び(1)のキに掲げる農業を営む任意団体

イ 農業参入法人に対する貸付けにあつては、1億5,000万円

ウ ア及びイ以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円

(5) 償還期限及び据置期間

一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

ア 認定新規就農者 償還期限17年（小土地改良資金を含む場合は18年）、据置期間5年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年）

イ ア以外の者 償還期限15年、据置期間3年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年、認定農業者等については7年）

なお、償還方法については、原則として各年元本均等償還とし、約定償還日は毎年12月10日とする。

(6) 貸付利率

一般資金の貸付利率は、1の(6)に掲げるとおりとする。

(7) 融資率

ア 一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

イ 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除

く。)の融資率は、アにかかわらず、100分の100以内とする。

ウ 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、アにかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

3 共同利用事業向け資金

(1) 貸付対象者

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

ア 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

- (ア) 法令違反や不祥事がないこと。
- (イ) 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。
- (ウ) 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- (エ) 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- (オ) 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- (カ) 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
- (キ) 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

イ 農業協同組合連合会であって、アの(ア)から(キ)までに掲げる要件を全て満たすもの

ウ 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

- (ア) 農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）
- (イ) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (ウ) 土地改良区及び土地改良区連合
- (エ) たばこ耕作組合
- (オ) 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業と

して行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

- (カ) 農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (キ) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次のa又はbに掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

a 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

b 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

- (ク) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの
- (ケ) 農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの
- (コ) 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に掲げる事項について次に掲げる基準に従った規約を有しているもの（2の(1)のカの(ア)及びキに該当するものを除く。）

a 事項

- (a) 団体の目的
- (b) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- (c) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- (d) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の

方法

b 基準

- (a) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- (b) 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
- (c) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- (d) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかに
なっていること。
- (e) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収
の方法が衡平を欠くものでないこと。

(2) 融資機関

共同利用事業向け資金の融資機関は、1の(2)に掲げるとおりとする。

(3) 資金使途

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

- ア 建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）
- イ 果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要
する資金に限る。）
- ウ 家畜購入育成資金
- エ 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）
- オ 大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）
- カ 農村環境整備資金

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設（以下「農村環境整備施設」という。）であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

(4) 貸付限度額

共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。

(5) 償還期限及び据置期間

共同利用事業向け資金の償還期限は15年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は20年）、

据置期間は3年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年）の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

なお、償還方法については、原則として各年元本均等償還とし、約定償還日は毎年12月10日とする。

(6) 貸付利率

共同利用事業向け資金の貸付利率は、1の(6)に掲げるとおりとする。

(7) 融資率

共同利用事業向け資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

第3 近代化資金の借入手続

(1) 高度化資金及び一般資金の借入手続

高度化資金及び一般資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱第3の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定によることとする。

(2) 共同利用事業向け資金の借入手続等

共同利用事業向け資金を借り入れる場合の借入申込手続等については、基本要綱第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 借入希望者は、借入申込書（様式第1号の(1)又は(2)）、見積書等事業の内容を確認できる書類、その他融資機関及び県が必要と認める書類並びに香川県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）宛ての債務保証委託申込書（様式第2号）を融資機関に提出する。

イ 融資機関は、アの書類の内容を審査の上、利子補給申請書（様式第3号）を作成し、これに借入申込書（写し）、見積書等事業の内容を確認できる書類、その他融資機関及び県が必要と認める書類を添付して、県へ提出するとともに、債務保証委託申込書に意見を附し、基金協会へ送付する。

ウ 県は、イの書類の内容を審査の上、利子補給の承認の決定を行い、融資機関及び基金協会に

その旨を通知する。

エ 基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。また、基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとするときに提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

オ 融資機関は、これらの決定に基づき、貸付けの承諾の決定を行い、これを貸付実行したときは、その旨を県及び基金協会に通知する。

ただし、アからオまでにおいて債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他の債務保証に必要な手続を要しない。

カ エの基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

第4 その他

(1) 他の融資制度との関係

近代化資金は、基本要綱第2の1に規定する株式会社日本政策金融公庫資金との併せ貸しを行うことができる。

(2) 補助金との関係

ア 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業（補助事業）に係る補助対象経費のうち補助金の残高部分（補助残）を近代化資金の貸付対象とする。この場合において、融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

イ 近代化資金の借入れにより行った事業に対し、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付後遅滞なく、補助金を借入金債務の弁済に充てるものとする。

(3) クイック融資

ア 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の3の(1)に基づいて設置された市町における特別融資制度推進会議設置要領により経営改善資金計画の認定に関する委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、認定農業者又は集落営農組織で次の(ア)から(イ)の要件に該当しない者が営農に伴い必要とする500万円以下の小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）による貸付けを行うことができる。

(ア) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの

(イ) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの

(ウ) 農業所得（法人にあつては、経常利益）が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

イ 受任融資機関等は、県に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であってもクイック融資による貸付けを行うことができるものとする。

ウ 受任融資機関等は、クイック融資による借入れを希望する者に対し、利子補給が承認されない場合には貸付利率が変更されることがある旨を、事前に説明しておくこととする。

エ 受任融資機関等は、クイック融資の貸付決定を行った場合、当該決定を行った営業日中に県に対して通知するものとする。

附 則

この通知の施行前の利子補給の承認に係る近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月2日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月22日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行し、平成25年9月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月11日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。
ただし、この要綱の施行の際現にある農業近代化資金の貸付金残高については、この通知による改正後に貸し付けられる農業近代化資金の貸付金残高と通算するものとする。